

一般社団法人日本健康教育学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第2章の規定に基づき、一般社団法人日本健康教育学会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会及び退会)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、正会員の紹介を得て所定の入会申込書の提出を事務局に提出する。この申込は学会の設けるウェブサイトを通じて電磁的に行うことができる。

- 2 紹介のない場合は入会申込書に加えて、研究実績・実践活動自己申告書を提出しなければならない。
- 3 学生会員として入会を申し込む者は、入会申込書に学生・大学院生であることを示すものの写しを添付しなければならない。
- 4 申し込み者は所定の申込情報を登録後、入会金及び年会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。
- 5 会員は所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。ただし、未納がある場合は、完納しなければならない。
- 6 死亡・失踪宣言があった場合は退会とする。

(休会)

第3条 この法人の正会員で、海外留学、長期病気療養等の理由によりこの法人の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

- 2 休会期間中は会員としての身分は保留のまま、会費は免除する。ただし、その期間は、以下の事項の適用とする。
 - (1) 会員履歴年数には算入しない。
 - (2) 代議員選挙における選挙権および被選挙権は有しない。

(会費)

第4条 定款第7条に定める会費等は、以下のとおりとする。

正会員	入会金 2,000 円	年会費 9,000 円
学生会員	入会金 免除	年会費 3,000 円
名誉会員	免除	
賛助会員	一口 20,000 円	
図書館会員	入会金 免除	年会費 5,000 円
単年度会員	入会金 免除	年会費 9,000 円

(変更届)

第5条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

- 2 会員が前項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(学生会員資格の継続)

第6条 学生会員は、毎年会費納入時に学生・大学院生であることを示すものの写しを提出する必要がある。

(学生会員資格の喪失)

第7条 学生会員は卒業時（終了時）に学生会員の資格を喪失し、一般会員となる。

(再入会)

第8条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者の再入会は、総会の決議により決定する。

(名誉会員の資格と推薦手続き)

第9条 名誉会員は概ね70歳を越えた者とし、次の基準のいずれかに該当するものとする。

- 一 理事長、学会長、理事等として多年にわたり学会運営に貢献した者
 - 二 永年本会員として活躍し、特に学術的功績のあった者
 - 三 その他特に本会名誉会員の称号にふさわしいと認められた者
- 2 前項の基準の経歴には、日本健康教育学会における経歴を含むものとする。
 - 3 名誉会員は、正会員と重複しないものとする。
 - 4 名誉会員は本人の了解の上、理事及び代議員が推薦し、理事会の審議を経て、総会において承認する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

平成26年7月1日制定
令和4年12月21日改定
令和5年7月22日改定
令和7年12月3日改定